

交 指 甲 達 第 8 号
平成 26 年 3 月 26 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

放置駐車違反に係る車検拒否制度に関する事務処理要領の制定について

放置駐車違反に係る車検拒否制度に関する事務手続等については、放置駐車違反に係る車検拒否制度に関する事務処理要領の制定について（平成18年交指甲達第15号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、このたび、放置違反金滞納情報照会事項の追加に伴い、様式等を見直し、別添のとおり「放置駐車違反に係る車検拒否制度に関する事務処理要領」を制定し、平成26年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成26年3月31日をもって廃止する。

別添

放置駐車違反に係る車検拒否制度に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、放置駐車違反に係る車検拒否制度の実施について道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

1 放置駐車違反管理システム

放置車両の使用者に対する責任追及を適切に行い、良好な駐車秩序を確立するため、放置車両及びその使用者に関する情報を集中的に管理するとともに、警察庁が都道府県警察及び国土交通省に対して関連情報を通報、通知することにより、効率的かつ効果的な駐車対策を推進するために構築されたものをいう。

2 放置違反金滞納情報照会

自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会をいう。

3 納付・徴収済確認書

公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと、又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされているが、このため自動車使用者からの「納付・徴収済確認書交付申請」に対して交付する、放置違反金等を納付したこと、又はこれを徴収されたことを証する書面をいう。

4 インターネット照会制度

継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを經由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力、送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下一桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度をいう。

5 ファックス等照会制度

福井県自動車整備振興会から交通指導課に提出される自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファックス番号を記載した登録リストに掲載された自動車整備事業者（以下「リスト掲載整備事業者」という。）が、放置違反金滞納情報を確認するため、所定の様式に基づき交通指導課に対しファックス送信することにより照会することをいう。

この照会は、4のインターネット照会制度を利用した結果、「該当あり」との回答を得た場合又はリスト掲載整備事業者がインターネットを利用できない場合に行う。

第3 放置違反金滞納情報照会手続

1 本人又はその代理人からの照会への対応

自動車使用者本人又はその代理人からの放置違反金滞納情報照会に対しては、次のとおり適切に対応するものとする。

(1) 受付窓口等

交通指導課又は警察署において放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（別記様式第1号）により照会を受け付けるものとし、電話、ファックス等による照会は受け付けないものとする。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合は、併せて委任状の提示を求めるものとする。

(2) 回答

放置駐車違反管理システムにより、必要事項を調査の上、次のとおり即時回答するものとする。

ア 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（別記様式第2号）に必要事項を記載して交付するものとする。

イ 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答するものとする。

2 自動車整備事業者からの照会手続

インターネット照会制度による照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車について、より詳細な情報提供を求めるための照会やインターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会については、次のとおり適切に対応するものとする。

(1) ファックスによる照会手続

リスト掲載整備事業者は、放置違反金滞納情報を確認する場合には、放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書（別記様式第3号）を交通指導課に送信することにより照会するものとする。

交通指導課は、同照会書の同意書欄に自動車使用者による自署又は押印があることを確認し、放置駐車違反管理システムによる照会により、必要事項を調査の上、次のとおり、可能な限り迅速に回答するものとする。

ア 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）（別記様式第4号）に必要事項を記載して照会者にファックス送信するものとする。

イ 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答するものとする。

(2) 警察署の窓口における照会手続

リスト掲載整備事業者が放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書を警察署の窓口提示して照会を行った場合は、これを受理するものとし、放

置駐車違反管理システムによる照会により、必要事項を調査の上、(1)に準じて回答するものとする。

第4 放置違反金等の納付書の再発行手続

1 警察施設の窓口における再発行

警察施設の窓口における納付書の再発行については、次のとおり行うものとする。

(1) 再発行場所

交通指導課及び各警察署に納付書の再発行窓口を設置するものとする。

(2) 再発行手続

納付書の再発行の申請を受理した場合は、必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行するものとする。

2 郵送による再発行手続

郵送による納付書の再発行については、次のとおり行うものとする。

(1) 再発行場所

郵送による納付書の再発行の申請の窓口は、交通指導課とする。

(2) 再発行手続

交通指導課は、1(2)に準じて再発行するものとする。この場合において、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めるものとし、納付書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めるものとする。

第5 納付・徴収済確認書の交付

法第51条の7第1項に規定する放置違反金等を納付したこと、又はこれを徴収されたことを証する書面の交付申請については、次のとおり行うものとする。

1 領収証書等の交付

自動車の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際、納付書に添付されている領収証書をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とする。

2 納付・徴収済確認書の交付

(1) 滞納処分の事務は、交通指導課が行うものとし、同処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に納付・徴収済確認書(別記様式第5号)を交付するものとする。この場合において、納付・徴収済確認書には、交通指導課長の公印を押印するものとする。

(2) 放置違反金等を納付した者が領収証書等を紛失した場合等には、自動車使用者からの納付・徴収済確認書交付申請書(別記様式第6号)による申請に応じ、次のとおり、納付・徴収済確認書を交付するものとする。この場合において、警察署で納付・徴収済確認書を発行する場合は、警察署長の公印を押印するものとする。

ア 警察施設の窓口における交付

警察施設の窓口における納付・徴収済確認書の交付については、次のとおり行うものとする。

(ア) 交付場所

納付・徴収済確認書の交付申請は、交通指導課又は各警察署において受け付けるものとする。

(イ) 交付手続

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合は、併せて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付しないこと。

イ 郵送による交付

郵送による納付・徴収済確認書の交付については、次のとおり行うこと。

(ア) 交付場所

郵送による納付・徴収済確認書の交付申請は、納付・徴収済確認書交付申請書により交通指導課において受け付けるものとする。

(イ) 交付手続

ア（イ）に準じて交付すること。この場合において、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めるものとし、納付・徴収済確認書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めるものとする。

第6 車検拒否制度対応窓口

自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び自動車使用者、自動車整備事業者、車検場の職員等からの車検拒否制度の施行に関する問い合わせに対しては、交通指導課において対応するものとする。

第7 別記様式の保存期間

この要領に基づく別記様式の保存期間は、5年とする。

様式省略